

和歌山県妊産婦アクセス支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1 安心して妊娠及び出産ができる環境づくりを支援するため、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費および宿泊費支援事業の実施について」（令和6年4月1日付けこ成母第90号・医政発 0401 第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知）及び和歌山県妊産婦アクセス支援事業実施要領（令和6年4月1日制定。以下「実施要領」という。）に基づき、市町村が行う妊産婦アクセス支援事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和5年6月30日付けこ成母第34号こども家庭庁成育局長通知）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、この要綱により補助金を交付する。

（補助金の対象経費及び交付額の算定方法）

第2

- 1 補助金の対象経費は、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費に係る委託料、負担金、補助及び交付金並びに扶助費とする。
- 2 各対象経費の補助基準額は次により助成対象者ごとに算出した額とする。
 - ① 交通費は別表第1に定める基準単価に通院回数を乗じて得た額とする。なお通院回数については別表第2に定める回数を上限とする。ただし、自宅又は里帰り先から分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（以下「国事業対象妊婦」という。）については上記回数から出産にかかる分を除く。
 - ② 国事業対象妊婦の出産にかかる交通費は、妊婦一人につき、タクシーにより移動した場合は実費額に0.8を乗じて得た額とし、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費を上限とする。）に0.8を乗じて得た額とする。
 - ③ 宿泊費は、妊婦一人につき実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、1泊あたり2,000円を控除した額とする。
- 3 各対象経費の選定額は次により助成対象者ごとに算出した額とする。
 - ① 交通費は助成対象者からの申請額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額に3分の2を乗じて得た額とを比較していずれか低い額とする。
 - ② 国事業対象妊婦の出産にかかる交通費は助成対象者からの申請額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額とを比較していずれか低い額とする。
 - ③ 宿泊費は助成対象者からの申請額から寄附金その他の収入を控除した額と補助基準額を比較していずれか低い額とする。
- 4 各対象経費の補助基本額は、助成対象者ごとに算出した選定額と市町村助成額（第2の1で定める対象経費の実支出額）とを比較していずれか低い額とする。
- 5 各対象経費の補助所要額は次により算出した額（算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）とする。
 - ① 交通費は助成対象者ごとに算出した補助基本額の合計に2分の1を乗じて得た額とする。
 - ② 国事業対象妊婦の出産にかかる交通費は助成対象者ごとに算出した補助基本額の合計に4分の3を乗じて得た額とする。
 - ③ 宿泊費は助成対象者ごとに算出した補助基本額の合計に4分の3を乗じて得た額とする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第3 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
補助金申請額内訳書	別記第1号様式	1 部	別に定める日
歳入歳出予算書抄本	別記第2号様式		

(交付条件)

第4 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助対象事業に要する経費の額を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更の承認)

第5 第4の(1)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第3号様式）に補助金変更申請額内訳書（別記第4号様式）及び変更歳入歳出予算書抄本（別記第5号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第6 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
補助金実績額内訳書	別記第6号様式	1 部	別に定める日
事業実績額明細表	別記第7号様式		
歳入歳出決算（見込）書抄本	別記第8号様式		

(立入検査等)

第7

1 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 関係）

距離区分	公共交通	自家用車
20km 以上 40km 未満	2,000 円	2,000 円
40km 以上 60km 未満	4,000 円	3,000 円
60km 以上 80km 未満	6,000 円	4,000 円
80km 以上 100km 未満	7,000 円	5,000 円
100km 以上	10,000 円	7,000 円

別表第 2（第 2 関係）

対象となった時期	回数上限
妊娠初期 ～ 23 週	1 7 回
妊娠 24 週～ 35 週	1 3 回
妊娠 36 週～	7 回

多胎妊娠の場合は上記回数にそれぞれ 5 回を加えた回数を上限とする。